

衆議院 農林水産委員会 議 録 第 十 六 号

平成十三年五月三十一日(木曜日)

午後二時三十分開議

出席委員

委員長 堀込 征雄君

理事 木村 太郎君 理事 岸本 光造君

理事 滝 実君 理事 二田 孝治君

理事 小平 忠正君 理事 鉢呂 吉雄君

理事 白保 台一君 理事 一川 保夫君

岩倉 博文君 岩崎 忠夫君

岩永 峯一君 金田 英行君

上川 陽子君 北村 誠吾君

後藤田正純君 七条 明君

園田 博之君 高木 毅君

西川 京子君 浜田 靖一君

菱田 嘉明君 吉田六左門君

古賀 一成君 後藤 茂之君

佐藤謙一郎君 城島 正光君

津川 祥吾君 筒井 信隆君

永田 寿康君 榑崎 欣弥君

高木 陽介君 高橋 嘉信君

中林よし子君 松本 善明君

菅野 哲雄君 山口わか子君

金子 恭之君

農林水産大臣 武部 勤君

農林水産副大臣 遠藤 武彦君

農林水産大臣政務官 岩永 峯一君

農林水産委員会専門員 和田 一郎君

委員の異動

五月三十一日

辞任

江田 康幸君

補欠選任

高木 陽介君

同日

補欠選任

第一類第八号

農林水産委員会議録第十六号

平成十三年五月三十一日

高木 陽介君 江田 康幸君

五月三十一日

林業基本法の一部を改正する法律案(内閣提出第七八号)

林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第七九号)

森林法の一部を改正する法律案(内閣提出第八〇号)

本日会議に付した案件

林業基本法の一部を改正する法律案(内閣提出第七八号)

林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第七九号)

森林法の一部を改正する法律案(内閣提出第八〇号)

堀込委員長 これより会議を開きます。

本日付託になりました内閣提出、林業基本法の一部を改正する法律案、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案及び森林法の一部を改正する法律案の各案を議題といたします。

これより順次趣旨の説明を聴取いたします。農林水産大臣武部勤君。

林業基本法の一部を改正する法律案

林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案

森林法の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○武部国務大臣 林業基本法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

現行の林業基本法は、昭和三十九年、その当時における社会経済の動向や見通しを踏まえて、我が国林業の向かうべき道筋を明らかにするものとして制定されました。

しかしながら、基本法制定後二十七年が経過し、我が国経済社会が急速な経済成長、国際化の著しい進展等により大きな変化を遂げるとともに、森林に対する国民の要請は、木材生産機能から、国土や自然環境の保全、地球温暖化の防止等の多面にわたる機能の発揮へと多様化しているなど我が国森林・林業をめぐる状況も大きく変化いたしております。

こうした中、現行林業基本法が規定する政策体系につきましては、関係者の多大な努力により成果を上げてまいりましたが、一方で、林業の採算性の悪化、林業収入への依存度の低下等による森林所有者の経営意欲の減退により管理不十分な森林が増加しつつある状況にあります。

このため、国民の要請にこたえて我が国の森林が将来にわたり適切に管理されるよう、木材の生産を主体とした政策から森林の有する多面にわたる機能の持続的発揮を図るための政策へと転換し、国民的合意のもとに政策を進めていくことが必要であります。

本法案は、このような基本的考え方のもとに、林政審議会の報告を踏まえ、国家社会における森林・林業の位置づけなど森林・林業政策に関する基本理念を明確化するとともに、政策体系を抜本的に再構築し、今後の中長期的な政策展開の基軸

を明確化するため、提案したものであります。次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、森林及び林業に関する施策についての基本理念を明らかにすることであり、

まず、森林の有する多面的機能の発揮のために、森林の適正な整備及び保全が必要であること

を基本理念として位置づけております。また、林業が森林の有する多面的機能の発揮に果たしている重要な役割にかんがみ、その健全な発展を図るとともに、国民の需要に即した林産物の供給及び林産物の利用の促進を図ることについて

も基本理念と位置づけております。さらに、あわせて国、地方公共団体及び森林所有者の責務等を定めております。

第二に、基本計画を策定することであり、森林及び林業に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、森林・林業基本計画を定めて、施策についての基本的な方針、森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用の目標、総合的かつ計画的に講ずべき施策を国民の前に示すこととしております。

第三に、森林及び林業に関する施策の基本方向を明らかにすることであり、森林の有する多面的機能の発揮、林業の健全な発展、林産物の供給及び利用の確保に関する施策として基本的なものを定めております。

続きまして、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

我が国林業は、国民生活に不可欠な林産物の供給とともに、森林の有する国土の保全、水源の涵養等の公益的機能の発揮の増進など、国民経済の発達と国民生活の向上に大きな役割を果たしてお

ります。

一方、近年の我が国林業を取り巻く環境は、国産材価格の低迷、労賃等の経営コストの増大等により、一段と厳しいものになっており、林業生産活動が停滞し、森林整備水準の低下等が懸念されており、このため、意欲を持って林業経営の改善に取り組む者に対する支援を強化して、これらの者に経営や施業を集約化することにより、適切な森林施業を確保することが急務となっており、ます。

このような状況を踏まえて、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法について所要の改正を行うこととし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、農林漁業金融公庫が、農林漁業金融公庫法に規定する業務のほか、林業経営改善計画の認定を受けた者に対し、高性能林業機械の借り入れ、作業員の研修等生産方式の合理化に必要な資金を新たに貸し付けることができるようにすることとしております。

第二に、農林漁業信用基金の無利子資金の融通の対象を拡大し、伐期の長期化などを行うために必要な資金の融通ができるようにすることとしております。

第三に、林業経営改善計画の認定を受けた者の林業経営の規模の拡大を図るため、都道府県知事が森林の権利の取得または森林施業の受託のあっせんを行うこととしております。また、あつせんにより森林施業を受託する認定者が森林組合である場合には、森林組合法に基づく組合員以外の者の組合事業の利用制限を受けず受託できることとしております。

続きまして、森林法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

この発揮を通じて国民生活と深く結びついてきたところであります。特に近年、このような森林の有する公益的機能の発揮に対する国民の要請も一層多様化、高度化しております。

しかしながら、森林・林業を取り巻く情勢は、木材価格の低迷、林業従事者の減少、高齢化の進行等により、林業生産活動が停滞し、管理が適正に行われていない森林が増加する等まことに厳しいものがあります。

このような最近における森林・林業をめぐる諸情勢の変化に対応して、森林の有する公益的機能を重視し、かつ、地域の実情に即したきめ細かな森林整備を推進するため、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容について御説明申し上げます。

第一に、発揮すべき森林の公益的機能に応じたきめ細かな施業を推進するため、森林の有する公益的機能の別に依りて当該公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林の整備に関する事項を全国森林計画等の計画事項とするとともに、当該森林の区域において求められる公益的機能の維持増進を特に図る施業を行う場合に森林施業計画の認定を受けられることとしております。

第二に、伐採後の造林を確保し、森林の保全を図るため、伐採時の届け出事項として、伐採後の造林に関する事項を追加することとしております。

第三に、計画的かつ効率的な森林施業を推進するため、森林施業計画の作成主体として受託等により森林所有者にかわって森林の経営を行う者を追加するとともに、森林施業計画の作成単位を一定のまとまりある森林とすることとしております。

以上が、これら三法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○堀込委員長 これにて各案の趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後二時三十八分散会

林業基本法の一部を改正する法律案

林業基本法(昭和三十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

森林・林業基本法

目次を次のように改める。

- 第一章 総則(第一条―第十条)
 - 第二章 森林・林業基本計画(第十一条)
 - 第三章 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策(第十二条―第十八条)
 - 第四章 林業の健全な発展に関する施策(第十九条―第二十三条)
 - 第五章 林産物の供給及び利用の確保に関する施策(第二十四条―第二十六条)
 - 第六章 行政機関及び団体(第二十七条・第二十八条)
 - 第七章 林政審議会(第二十九条―第三十三条)
- 附則
- 第一条から第五条までを次のように改める。
- (目的)
- 第一条 この法律は、森林及び林業に関する施策について、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、森林及び林業に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的とする。
- (森林の有する多面的機能の発揮)
- 第二条 森林については、その有する国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保

健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能(以下「森林の有する多面的機能」という。)が持続的に発揮されることが国民生活及び国民経済の安定に欠くことのできないものであることにかんがみ、将来にわたって、その適正な整備及び保全が図られなければならない。

(林業の健全な発展)

第三条 林業については、森林の有する多面的機能の発揮に重要な役割を果たしていることにかんがみ、林業の担い手が確保されるとともに、その生産性の向上が促進され、望ましい林業構造が確立されることにより、その健全な発展が図られなければならない。

2 林業の健全な発展に当たっては、林産物の適切な供給及び利用の確保が重要であることにかんがみ、高度化し、かつ、多様化する国民の需要に即して林産物が供給されるとともに、森林及び林業に関する国民の理解を深めつつ、林産物の利用の促進が図られなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前二条に定める森林及び林業に関する施策についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、森林及び林業に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(国有林野の管理及び経営の事業)

第五条 国は、基本理念にのっとり、国有林野の管理及び経営の事業について、国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るとともに、あわせて、林産物を持続的かつ計画的に供給し、及び国有林野の活用によりその所在する地域における産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与することを旨として、その適切かつ効率的な運営を行うものとする。

第二十六条を第三十三条とする。

第二十五条中「開陳を「表明」に改め、同条を第三十二条とする。

第二十四条を第三十一条とし、第二十三条を第

三十条とし、第二十二條を第二十九條とする。

第六章を第七章とする。

第二十一條の見出しを「団体の再編整備」に改め、同条中「林業の発展及び林業従事者の地位の向上を図る」を「基本理念の実現に資する」に、「林業に」を「森林及び林業に」に、「整備を」を「効率的な再編整備」に改め、第五章中同条を第二十八條とする。

第二十二條の見出しを「行政組織の整備等」に改め、同条中「第三條第一項及び第五條の」を「森林及び林業に関する」に、「及び行政運営の改善」を「並びに行政運営の効率化及び透明性の向上」に改め、同条を第二十七條とする。

第五章 林業行政機関及び林業団体を「第六章 行政機関及び団体に」改める。

第十九條中「養成」を「育成」に、「充実等」を「充実その他」に改め、第四章中同条を第二十一條とし、同条の次に次の二條及び一章を加える。

(林業生産組織の活動の促進)

第二十二條 国は、地域の林業における効率的な林業生産の確保に資するため、森林組合その他の委託を受けて森林の施業又は経営を行う組織等の活動の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(林業災害による損失の補てん)

第二十三條 国は、災害によつて林業の再生産が阻害されることを防止するとともに、林業経営の安定を図るため、災害による損失の合理的な補てんその他必要な施策を講ずるものとする。

第五章 林産物の供給及び利用の確保に関する施策

(木材産業等の健全な発展)

第二十四條 国は、木材産業等が林産物の供給において果たす役割の重要性にかんがみ、その健全な発展を図るため、事業基盤の強化、林業との連携の推進、流通及び加工の合理化その他必要な施策を講ずるものとする。

(林産物の利用の促進)

第二十五條 国は、林産物の適切な利用の促進に

資するため、林産物の利用の意義に関する知識の普及及び情報の提供、林産物の新たな需要の開拓、建物及び工作物における木材の使用の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

(林産物の輸入に関する措置)

第二十六條 国は、林産物につき、森林の有する多面的機能の持続的な発揮に配慮しつつ適正な輸入を確保するための国際的な連携に努めるとともに、林産物の輸入によつてこれと競争関係にある林産物の生産に重大な支障を与え、又は与えるおそれがある場合において、緊急に必要なときは、関税率の調整、輸入の制限その他必要な施策を講ずるものとする。

第十八條の見出しを「人材の育成及び確保」に改め、同条中「近代的な林業経営を担当し、又は近代的な林業経営に係る林業技術に従事するの」に「さわしい者の養成」を「効率的かつ安定的な林業経営を担うべき人材の育成」に、「充実等」を「充実その他」に改め、同条を第二十條とする。

第四章 林業従事者を削る。

第二章及び第三章を削る。

第九條の見出しを「林業」を「森林及び林業」に改め、同条第一項中「林業」を「森林及び林業」に、「及び」を「並びに」に改め、同条第二項中「林業」を「森林及び林業」に改め、同条第三項中「きかなければ」を「聴かなければ」に改め、第一章中同条を第十條とし、同条の次に次の二章、章名及び一條を加える。

第二章 森林・林業基本計画

第十條 政府は、森林及び林業に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、森林・林業基本計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 森林及び林業に関する施策についての基本的な方針

二 森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標

三 森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

四 前三号に掲げるもののほか、森林及び林業に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 前項第二号に掲げる森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標は、森林の整備及び保全並びに林業及び木材産業等の事業活動並びに林産物の消費に関する指針として、森林所有者等その他の関係者が取り組むべき課題を明らかにして定めるものとする。

4 基本計画のうち森林に関する施策に係る部分については、環境の保全に関する国の基本的な計画との調和が保たれたものでなければならない。

5 政府は、第一項の規定により基本計画を定めようとするときは、林政審議会の意見を聴かなければならない。

6 政府は、第一項の規定により基本計画を定めるときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

7 政府は、森林及び林業をめぐる情勢の変化を勘案し、並びに森林及び林業に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに、基本計画を変更するものとする。

8 第五項及び第六項の規定は、基本計画の変更について準用する。

第三章 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策

(森林の整備の推進)

第十二條 国は、森林の適正な整備を推進するため、地域の特性に応じた造林、保育及び伐採の計画的な推進、これらの森林の施業を効率的に行うための林道の整備、優良種苗の確保その他必要な施策を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、国は、森林所有者等による計画的かつ一体的な森林の施業の実施が特に重要であることにかんがみ、その実施に

不可欠な森林の現況の調査等の活動を確保するための支援を行うものとする。

(森林の保全の確保)

第十三條 国は、森林の適正な保全を図るため、土地の形質の変更その他の森林の保全に著しい支障を及ぼすおそれがある行為に関し、その支障を防止するために必要な規制、災害による土砂の崩壊の防止及びその復旧のための森林土木事業の推進、森林病害虫の駆除及びそのまん延の防止その他必要な施策を講ずるものとする。

(技術の開発及び普及)

第十四條 国は、森林、林業並びに林産物の流通及び加工に関する技術の研究開発及び普及の効率的な推進を図るため、これらの技術の研究開発の目標の明確化、国、独立行政法人及び都道府県の試験研究機関、大学、民間等の連携の強化、地域の特性に応じた森林及び林業に関する技術の普及事業の推進その他必要な施策を講ずるものとする。

(山村地域における定任の促進)

第十五條 国は、森林の適正な整備及び保全を図るためには、森林所有者等が山村地域に生活することが重要であることにかんがみ、地域特産物の生産及び販売等を通じた産業の振興による就業機会の増大、生活環境の整備その他の山村地域における定任の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(国民等の自発的な活動の促進)

第十六條 国は、国民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体が自発的に行う緑化活動その他の森林の整備及び保全に関する活動が促進されるように、情報の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

(都市と山村の交流等)

第十七條 国は、国民の森林及び林業に対する理解と関心を深めるとともに、健康的でゆとりのある生活に資するため、都市と山村との間の交流の促進、公衆の保健又は教育のための森林の利用の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

る。

(国際的な協調及び貢献)

第十八条 国は、森林の有する多面的機能の持続的な発揮を国際的協調の下で促進することの重要性にかんがみ、森林の整備及び保全に関する準則等の整備に向けた取組のための国際的な連携、開発途上地域に対する技術協力及び資金協力その他の国際協力の推進に努めるものとする。

第四章 林業の健全な発展に関する施策

(望ましい林業構造の確立)

第十九条 国は、効率的かつ安定的な林業経営を育成し、これらの林業経営が林業生産の相当部分を担う林業構造を確立するため、地域の特性に応じ、林業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、機械の導入その他林業経営基盤の強化の促進に必要な施策を講ずるものとする。

第八条の見出しを「森林所有者等の責務」に改め、同条中「林野の所有者又は林野」を「森林の所有者又は森林」に、「は、その林野が、農業上の利用その他林業の用以外の適切な用途に供される場合を除くほか、林業の生産基盤として効率的に利用されるように」を「(以下「森林所有者等」という。)、は、基本理念にのっとり、森林の有する多面的機能が確保されることを旨として、その森林の整備及び保全が図られるように」に改め、同条を第九条とする。

第七条中「第三条第一項及び第五条の」を「森林及び林業に関する」に、「又は」を「を、森林及び」に改め、「関する団体」の下に「並びに木材産業その他の林産物の流通及び加工の事業(以下「木材産業等」という。の事業者)を加え、同条を第八条とする。

第六条中「第三条第一項の」を「森林及び林業に関する」に改め、同条を第七条とする。

第五条の次に次の一条を加える。

(地方公共団体の責務)

第六条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、

森林及び林業に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。(経過措置)

第二条 この法律の施行の際平成十三年におけるこの法律による改正前の林業基本法(以下「旧法」という。第九條第一項の報告が国会に提出されていない場合には、同項の報告の国会への提出については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に旧法第九條第一項の規定により同項の報告が国会に提出された場合又は前項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第九條第一項の規定により同項の報告が国会に提出された場合には、これらの報告は、この法律による改正後の森林・林業基本法(以下「新法」という。第十條第一項の規定により同項の報告として国会に提出されたものとみなす。

3 この法律の施行の際平成十三年における旧法第九條第二項の文書が国会に提出されていない場合には、同項の文書の国会への提出については、なお従前の例による。

4 この法律の施行前に旧法第九條第二項の規定により同項の文書が国会に提出された場合又は前項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第九條第二項の規定により同項の文書が国会に提出された場合には、これらの文書は、新法第十條第二項の規定により同項の文書として国会に提出されたものとみなす。(森林法の一部改正)

第三条 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「林業基本法」を「森林・林業基本法」に、「第十條第一項」を「第十一條第一項」に改め、「及び長期の見直し」を削る。

(森林法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行の際現にたてられている旧法第十條第一項の基本計画及び長期の見直しは、新法第十一條第一項の規定により最初に同項の基本計画がたてられるまでの間は、前条の規定による改正後の森林法第四條第一項の規定の適用については、同項に規定する新法第十一條第一項の基本計画とみなす。

第五条 農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第二項中「林業基本法」を「森林・林業基本法」に、「第四条」を「第五条」に改める。

(国有林野の活用に関する法律の一部改正)

第六条 国有林野の活用に関する法律(昭和四十六年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「林業基本法」を「森林・林業基本法」に、「第四条」を「第五条」に改める。

第二条第二項中「林業基本法第三條第一項第二号の林業構造の改善を」林地の集団化、機械化、小規模林業経営の規模の拡大その他林地保有の合理化及び林業経営の近代化」に改める。

(農林水産省設置法の一部改正)

第七条 農林水産省設置法(平成十一年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第三十二條第二項中「林業基本法」を「森林・林業基本法」に改める。

理由

近年の我が国における森林の有する多面的機能への国民の要請、林業活動の停滞その他の森林及び林業をめぐる諸情勢の現況にかんがみ、森林及び林業に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、林業基本法を改正し、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定めるとともに、

に、国及び地方公共団体の責務等を明らかにする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律

林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律

林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法(昭和五十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法

第一条中「融通」を「融通等」に改める。

第三条第三項第三号中、「第二項若しくは第三項」を「から第四項まで」に改める。

第五条第二項中「除く」の下に、「次条第一項第一号において同じ」を加え、同条第四項中「前三項」を「第一項から第四項まで」に、「及び第三十條第一項」を「第三十條第一項及び第三十五條第三号」に、「同号」を「同法第十二條の二第二項第一号」に、「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法」を「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法」に、「同項」を「第三十條第一項」に改め、「又は暫定措置法」との下に、「同法第三十五條第三号中「第十八條の三まで」とあるのは、「第十八條の三まで及び暫定措置法第五條第四項」とを加え、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 農林漁業金融公庫は、農林漁業金融公庫法第十八條第一項及び第四項、第十八條の二第一項並びに第十八條の三第一項に規定する業務のほか、第三條第一項の認定を受けた者に對し、当該認定に係る同条第二項第三号の措置生産方式の合理化に寄与するものとして農林水産省令

で定める要件に該当するものに限る。)を実施するの必要な長期かつ低利の資金であつて他の金融機関が融通することを困難とするものの貸付けの業務を行うことができる。

5 前項に規定する資金の貸付けの利率、償還期限(据置期間を含む。)及び据置期間については、政令で定める範囲内で、農林漁業金融公庫が定めるものとする。

第六条第一項第一号中「該当するもの」の下に「又は林業経営の維持についての措置であつて森林法第十八条の二第三項の認定に係る特定森林施業計画に従つて施業を行うのに必要なものとして農林水産省令で定める要件に該当するもの」を加える。

第七条第七項の表第四第六項の項中「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法」を「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法」に改める。

第十条を第十二条とし、第九条の次に次の二条を加える。

(森林所有権の移転等のあつせん)

第十条 都道府県知事は、第三条第一項の認定を受けた者から森林所有権の移転等(森林、森林とする土地を含む。)についての所有権の移転、使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転又は森林施業の委託をいう。以下この条において同じ)のあつせんを受けた旨の申出又は森林所有者から当該認定を受けた者に対する森林所有権の移転等のあつせんを受けた旨の申出があつた場合において、当該認定を受けた者に対して森林所有権の移転等が行われることが、当該認定に係る林業経営改善計画の達成に資するものであり、かつ、林地保有又は森林施業の合理化に寄与するものとして農林水産省令で定める要件に該当するものと認めるときは、当該認定を受けた者及び森林所有者に対して、森林所有権の移転等のあつせんを行うことができる。

(森林組合の事業の利用の特例)

第十一条 前条のあつせんに係る第三条第一項の認定を受けた者が森林組合である場合には、当該森林組合は、森林組合法(昭和五十三年法律第三十六号)第九條第八項ただし書及び第九項の規定にかかわらず、組合員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、定款で定めるところにより、前条のあつせんを受けた森林所有者に、同法第九條第一項第二号に掲げる事業を利用させることができる。

附則

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(農林漁業金融公庫法等の一部改正)

第三条 次に掲げる法律の規定中、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法を「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法」に改める。

一 農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)附則第二十七項及び第二十九項

二 森林・林業基本法(昭和三十九年法律第六十一号)第三十條第三項

三 沖繩振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)附則第五條の五

四 農林漁業信用基金法(昭和六十二年法律第七十九号)附則第二條

理由

最近における林業をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、林業経営基盤の強化を促進するため、生産方式の合理化に必要な長期かつ低利の資金及び特定森林施業の円滑な推進を図るために必要な長期

かつ無利子の資金を融通することができるようにするとともに、森林についての所有権の移転等のあつせんに関する措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

森林法の一部を改正する法律案

森林法の一部を改正する法律

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項第三号の三を次のように改める。

三の三 公益的機能別森林施業(水源のかん養の機能その他の森林の有する公益的機能の別に応じて、当該森林の伐期の間隔の拡大及び伐採面積の規模の縮小その他の当該森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業をいう。第十一条第四項第二号口において同じ)を推進すべき森林(以下「公益的機能別森林」という。)の整備に関する事項

第五条第二項第四号の三を次のように改める。

四の三 公益的機能別森林の区域(以下「公益的機能別森林区域」という。)の基準その他の公益的機能別森林の整備に関する事項

第七条の二第二項第二号を次のように改める。

二 公益的機能別森林区域及び当該公益的機能別森林区域内における施業の方法その他の公益的機能別森林の整備に関する事項

第十条の五第二項第六号を次のように改める。

六 公益的機能別森林区域及び当該公益的機能別森林区域内における施業の方法その他の公益的機能別森林の整備に関する事項

第十条の八の見出しを「伐採及び伐採後の造林の届出」に改め、同条第一項中「伐採届」の下に「伐採後の造林の方法、期間及び樹種」を加え、「伐採の届出書」を「伐採及び伐採後の造林の届出書」に改め、同項第三号中「第十一条第五項(第十

八条の三第三項及び第十八条の四第五項の規定により適用される場合を含む。)又は第十八条の二第三項を「第十一条第四項」に、「第十一条第五項の規定その他政令で定める」を「第十一条第四項」に改める。

第十条の九の見出しを「伐採及び伐採後の造林の計画の変更命令等」に改め、同条第一項中「又は伐採届」を「若しくは伐採届又は伐採後の造林の方法、期間若しくは樹種」に、「その伐採を、その伐採及び伐採後の造林」に改め、同条第三項中「伐採届」を「伐採又は伐採後の造林が」に、「又は伐採届」を「若しくは伐採届又は伐採後の造林の方法、期間若しくは樹種」に、「その伐採を」その伐採及び伐採後の造林」に、「伐採すべき」を「伐採し、又は伐採後の造林をすべき」に改める。

第十一条第一項中「森林所有者は」を「森林所有者等は、単独又は共同して、これを一体として整備することを相当とするものとして政令で定める基準に適合する森林につき」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中第六号を第七号とし、第一号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 その対象とする森林についての森林施業の実施に関する長期の方針

第十一条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「第二項の森林施業に関する長期の方針を記載した書面その他の」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項第一号を次のように改める。

一 第二項第一号に掲げる長期の方針が、森林施業計画の対象とする森林の整備を図るために有効かつ適切なものであること。

第十一条第五項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 第二項第三号から第六号までに掲げる事項が、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める基準に適合していること。

イ 公益的機能別森林区域以外の区域内に存する森林 森林生産の保続及び森林生産力の増進を図るために必要なものとし

て、農林水産省令で定める植栽、間伐その他の森林施業の合理化に関する基準

公益的機能別施業森林区域内に存する森林の維持増進を特に図るために必要なものとして、農林水産省令で定める公益的機能別森林施業の実施に関する基準

第十二条第二項中「認定森林所有者を」前条第四項の認定を受けた森林所有者等(以下「認定森林所有者等」とし、認定森林所有者等は)に改め、同項第一号を次のように改める。

一 当該認定森林所有者等が当該森林施業計画の対象とする森林の一部につき森林所有者等ではなくつた場合

第十二条第二項第二号及び第二項中「認定森林所有者を」認定森林所有者等に改め、同条第三項中「前条第二項、第四項及び第五項を」前条第三項及び第四項に、「同条第二項中森林施業計画」とあるのは「当該変更後の森林施業計画」と、「作成し」とあるのは「作成されたものとなるように」と、同条第五項を「同項」に改める。

第十三条中「第十一条第五項を」第十一条第四項に、「認定森林所有者を」認定森林所有者等に改める。

第十四条及び第十五条中「認定森林所有者を」認定森林所有者等に改める。

第十六条中「第十一条第五項を」第十一条第四項に改め、同条各号中「認定森林所有者を」認定森林所有者等に改める。

第十七条第一項中「認定森林所有者を」認定森林所有者等に改める。

第十八条を次のように改める。

第十八条 削除

第十九条第一項中「一般森林施業計画及び特定森林施業計画を含む。以下この条、第三十四条第十項、第三十四条の二第四項及び第九十一条に

おいて同じ。)を削り、「第十一条第十八条の三第三項及び前条第五項の規定により適用される場合を含む。第三項及び第四項において同じ。)、第十二条及び第十三条第十八条の三第三項並びに前条第五項及び第六項の規定により適用される場合を含む。第三項において同じ。)、第十五条から第十七条まで(第十八条の三第三項並びに前条第五項及び第六項の規定により適用される場合を含む。第四項において同じ。)、第十八条、第十八条の二、第十八条の三(前条第五項の規定により適用される場合を含む。第四項において同じ。))並びに前条を「第十一条から第十三条まで及び第十五条から第十七条までの規定に改め、同条第三項中「第十一条第五項若しくは第十八条の二第三項」を「第十一条第四項」に、「第十一条第五項の規定その他政令で定めるを」第十一条第四項の「改め、同条第四項中「第十一条第五項若しくは第十八条の二第三項」を「第十一条第四項」に改め、「若しくは第十八条の三第四項」を削る。

第三十四条第二項ただし書中「但し」を「ただし」に、「左の」を次の「一」に「をいづれかに」に改め、同条第三項及び第四項中「こえるを」超えるに改め、同条第六項中「附するを」付するに改め、同条第十項ただし書中「第十一条第五項第十八条の三第三項及び第十八条の四第五項の規定により適用される場合を含む。又は第十八条の二第三項」を「第十一条第四項」に、「第十一条第五項の規定その他政令で定めるを」第十一条第四項の「に」に改める。

第三十四条の二第四項ただし書中「第十一条第五項第十八条の三第三項及び第十八条の四第五項の規定により適用される場合を含む。又は第十八条の二第三項」を「第十一条第四項」に、「第十一条第五項の規定その他政令で定めるを」第十一条第四項の「に」に改める。

第三十四条の二第四項ただし書中「第十一条第五項第十八条の三第三項及び第十八条の四第五項の規定により適用される場合を含む。又は第十八条の二第三項」を「第十一条第四項」に、「第十一条第五項の規定その他政令で定めるを」第十一条第四項の「に」に改める。

第三十四条の二第四項ただし書中「第十一条第五項第十八条の三第三項及び第十八条の四第五項の規定により適用される場合を含む。又は第十八条の二第三項」を「第十一条第四項」に、「第十一条第五項の規定その他政令で定めるを」第十一条第四項の「に」に改める。

第三十四条の二第四項ただし書中「第十一条第五項第十八条の三第三項及び第十八条の四第五項の規定により適用される場合を含む。又は第十八条の二第三項」を「第十一条第四項」に、「第十一条第五項の規定その他政令で定めるを」第十一条第四項の「に」に改める。

第三十四条の二第四項ただし書中「第十一条第五項第十八条の三第三項及び第十八条の四第五項の規定により適用される場合を含む。又は第十八条の二第三項」を「第十一条第四項」に、「第十一条第五項の規定その他政令で定めるを」第十一条第四項の「に」に改める。

第三十四条の二第四項ただし書中「第十一条第五項第十八条の三第三項及び第十八条の四第五項の規定により適用される場合を含む。又は第十八条の二第三項」を「第十一条第四項」に、「第十一条第五項の規定その他政令で定めるを」第十一条第四項の「に」に改める。

第三十四条の二第四項ただし書中「第十一条第五項第十八条の三第三項及び第十八条の四第五項の規定により適用される場合を含む。又は第十八条の二第三項」を「第十一条第四項」に、「第十一条第五項の規定その他政令で定めるを」第十一条第四項の「に」に改める。

第三十四条の二第四項ただし書中「第十一条第五項第十八条の三第三項及び第十八条の四第五項の規定により適用される場合を含む。又は第十八条の二第三項」を「第十一条第四項」に、「第十一条第五項の規定その他政令で定めるを」第十一条第四項の「に」に改める。

第三十四条の二第四項ただし書中「第十一条第五項第十八条の三第三項及び第十八条の四第五項の規定により適用される場合を含む。又は第十八条の二第三項」を「第十一条第四項」に、「第十一条第五項の規定その他政令で定めるを」第十一条第四項の「に」に改める。

第三十四条の二第四項ただし書中「第十一条第五項第十八条の三第三項及び第十八条の四第五項の規定により適用される場合を含む。又は第十八条の二第三項」を「第十一条第四項」に、「第十一条第五項の規定その他政令で定めるを」第十一条第四項の「に」に改める。

附則第八条の規定は、公布の日から施行する。(全国森林計画に関する経過措置)

第二条 農林水産大臣は、平成十三年十月三十一日までに、この法律による改正後の森林法(以下「新法」という。)第四条の規定の例により、前条ただし書に規定する規定の施行の際現にこの法律による改正前の森林法(以下「旧法」という。)第四条の規定によりなされておられる全国森林計画を変更しなければならぬ。この場合において、当該全国森林計画の変更は、平成十四年四月一日にその効力を生ずるものとする。

2 前項の規定により変更された全国森林計画は、新法第四条の規定により変更された全国森林計画とみなす。(地域森林計画に関する経過措置)

第三条 都道府県知事は、平成十三年十二月三十一日までに、新法第五条の規定の例により、附則第一条ただし書に規定する規定の施行の際現に旧法第五条の規定によりなされておられる地域森林計画(平成九年四月一日をその計画期間の始期とするものを除く。)を変更しなければならぬ。この場合において、当該地域森林計画の変更は、平成十四年四月一日にその効力を生ずるものとする。

2 都道府県知事は、平成十四年四月一日をその計画期間の始期とする地域森林計画をたてる場合には、旧法第五条の規定にかかわらず、新法第五条の規定の例によるものとする。

3 前二項の規定により変更され、又はなされた地域森林計画は、新法第五条の規定により変更され、又はなされた地域森林計画とみなす。(国有林の森林計画に関する経過措置)

第四条 森林管理局長は、平成十三年十二月三十一日までに、新法第七条の二の規定の例により、附則第一条ただし書に規定する規定の施行の際現に旧法第七条の二の規定によりなされておられる森林計画(平成九年四月一日をその計画期間の始期とするものを除く。)を変更しなければならぬ。この場合において、当該森林計画の変更は、平成十四年四月一日にその効力を生ずるものとする。

2 森林管理局長は、平成十四年四月一日をその計画期間の始期とする森林計画をたてる場合には、旧法第七条の二の規定にかかわらず、新法第七条の二の規定の例によるものとする。

3 前二項の規定により変更され、又はなされた森林計画は、新法第七条の二の規定により変更され、又はなされた森林計画とみなす。(市町村森林整備計画に関する経過措置)

第五条 市町村は、平成十四年三月三十一日までに、新法第十条の五の規定の例により、附則第一条ただし書に規定する規定の施行の際現に旧法第十条の五の規定によりなされておられる市町村森林整備計画(平成十九年三月三十一日をその計画期間の終期とするものを除く。)を変更しなければならぬ。この場合において、当該市町村森林整備計画の変更は、平成十四年四月一日にその効力を生ずるものとする。

2 市町村は、平成十四年四月一日をその計画期間の始期とする市町村森林整備計画をたてる場合には、旧法第十条の五の規定にかかわらず、新法第十条の五の規定の例によるものとする。

3 前二項の規定により変更され、又はなされた市町村森林整備計画は、新法第十条の五の規定により変更され、又はなされた市町村森林整備計画とみなす。(伐採及び伐採後の造林の届出書に関する経過措置)

第六条 森林所有者等は、この法律の施行の日(以下この条において「施行日」という。)以後に新法第十条の八第一項に規定する民有林の立木を伐採しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、施行日前においても、同項の規定の例により、市町村の長に伐採及び伐採後の造林の届出書を提出することができる。

2 前項の規定により施行日前に提出された伐採及び伐採後の造林の届出書は、施行日において

ればならない。この場合において、当該森林計画の変更は、平成十四年四月一日にその効力を生ずるものとする。

2 森林管理局長は、平成十四年四月一日をその計画期間の始期とする森林計画をたてる場合には、旧法第七条の二の規定にかかわらず、新法第七条の二の規定の例によるものとする。

3 前二項の規定により変更され、又はなされた森林計画は、新法第七条の二の規定により変更され、又はなされた森林計画とみなす。(市町村森林整備計画に関する経過措置)

第五条 市町村は、平成十四年三月三十一日までに、新法第十条の五の規定の例により、附則第一条ただし書に規定する規定の施行の際現に旧法第十条の五の規定によりなされておられる市町村森林整備計画(平成十九年三月三十一日をその計画期間の終期とするものを除く。)を変更しなければならぬ。この場合において、当該市町村森林整備計画の変更は、平成十四年四月一日にその効力を生ずるものとする。

2 市町村は、平成十四年四月一日をその計画期間の始期とする市町村森林整備計画をたてる場合には、旧法第十条の五の規定にかかわらず、新法第十条の五の規定の例によるものとする。

3 前二項の規定により変更され、又はなされた市町村森林整備計画は、新法第十条の五の規定により変更され、又はなされた市町村森林整備計画とみなす。(伐採及び伐採後の造林の届出書に関する経過措置)

第六条 森林所有者等は、この法律の施行の日(以下この条において「施行日」という。)以後に新法第十条の八第一項に規定する民有林の立木を伐採しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、施行日前においても、同項の規定の例により、市町村の長に伐採及び伐採後の造林の届出書を提出することができる。

2 前項の規定により施行日前に提出された伐採及び伐採後の造林の届出書は、施行日において

ればならない。この場合において、当該森林計画の変更は、平成十四年四月一日にその効力を生ずるものとする。

2 森林管理局長は、平成十四年四月一日をその計画期間の始期とする森林計画をたてる場合には、旧法第七条の二の規定にかかわらず、新法第七条の二の規定の例によるものとする。

3 前二項の規定により変更され、又はなされた森林計画は、新法第七条の二の規定により変更され、又はなされた森林計画とみなす。(市町村森林整備計画に関する経過措置)

第五条 市町村は、平成十四年三月三十一日までに、新法第十条の五の規定の例により、附則第一条ただし書に規定する規定の施行の際現に旧法第十条の五の規定によりなされておられる市町村森林整備計画(平成十九年三月三十一日をその計画期間の終期とするものを除く。)を変更しなければならぬ。この場合において、当該市町村森林整備計画の変更は、平成十四年四月一日にその効力を生ずるものとする。

2 市町村は、平成十四年四月一日をその計画期間の始期とする市町村森林整備計画をたてる場合には、旧法第十条の五の規定にかかわらず、新法第十条の五の規定の例によるものとする。

3 前二項の規定により変更され、又はなされた市町村森林整備計画は、新法第十条の五の規定により変更され、又はなされた市町村森林整備計画とみなす。(伐採及び伐採後の造林の届出書に関する経過措置)

新法第十条の八第一項の規定により提出された同項の伐採及び伐採後の造林の届出書とみなす。

(森林施設計画に関する経過措置)

第七条 この法律の施行前に旧法第十一条第五項(旧法第十八条の第三項及び第十八条の第四項の規定により適用される場合を含む。)又は第十八条の第二第三項の規定により認定を受けた森林施設計画(その変更につき旧法第十二条第三項において準用する旧法第十一条第五項の規定その他政令で定める規定による認定があったときは、その変更後のもの)については、新法第十一条第四項の規定により認定を受けた森林施設計画とみなす。

(政令への委任)

第八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(保安林整備臨時措置法の一部改正)

第九条 保安林整備臨時措置法昭和二十九年法律第八十四号の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「第十一条第五項(同法第十八条の第三項及び第十八条の第四項の規定により適用される場合を含む。)又は第十八条の第二第三項を」を「第十一条第四項」に、「第十一条第五項」を「第十一条第三項」を「第十一条第四項」に、「第十一条第五項の規定その他政令で定める」を「第十一条第四項の」に、「同法第十二条第五項各号」を「同法第十二条第一項」に改め、「(当該森林施設計画が同法第十八条の第二第一項に規定する特定森林施設計画である場合には、同条第三項各号に掲げる要件)を削り、同条第二項中「同法第十八条の第三項並びに第十八条の第四第五項及び第六項の規定により適用される場合を含む。」を削り、「同法第十三条」を「同条」に改める。

(森林組合法の一部改正)

第十条 森林組合法(昭和五十三年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項第十号中「(森林法第十八条の第二第一項に規定する特定森林施設計画を含む。第

百一条第一項第十二号において同じ。)」を削る。

(森林組合法の一部改正に伴う罰則に関する経過措置)

第十一条 この法律の施行前にした前条の規定による改正前の森林組合法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の一部改正)

第十二条 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法(昭和五十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「第十八条の第二第三項」を「第十一条第四項」に、「特定森林施設計画(公益的機能別施業森林区域(同法第五条第二項第四号の三)に規定する公益的機能別施業森林区域をいう。内に存する森林(政令で定めるものを除く。)に係る部分に限る。)」に改める。

第六条第一項第一号中「第十八条の第二第三項」を「第十一条第四項」に、「特定森林施設計画」を「森林施設計画」に改める。

(森林の保健機能の増進に関する特別措置法の一部改正)

第十三条 森林の保健機能の増進に関する特別措置法平成元年法律第七十一号の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「第十一条第五項(同法第十八条の第三項の規定により適用される場合を含む。又は第十八条の第二第三項を」を「第十一条第四項」に改め、「(同法第十八条又は第十八条の四の規定に基づき、数人共同して、同法第十一条第五項又は第十八条の第二第三項の規定を受けたるものを含む。)」を削り、「同法第十八条の第二第一項に規定する特定森林施設計画(政令で定めるものを除く。以下同じ。及び同法第十八条の第三第一項に規定する一般森林施設計画を含む)」

を「公益的機能別施業森林区域(同法第五条第二項第四号の三)に規定する公益的機能別施業森林区域をいう。内に存する森林であつて政令で定めるものに係る部分を除く。)」に改め、「(同法第十八条の第三項並びに第十八条の第四第五項及び第六項の規定により適用される場合を含む。)」を削り、「(第十一条第五項(同法第十八条の第三項及び第十八条の第四第五項の規定により適用される場合を含む。第四項において同じ。又は第十八条の第二第三項を」を「第十一条第四項」に改め、同条第二項中「第十一条第三項各号」を「第十一条第二項各号」に改め、「(当該森林保健機能増進計画が特定森林施設計画の全部又は一部として定められる場合には、同法第十八条の第二第二項各号に掲げる事項)を削り、同条第三項中「第十一条第五項各号」を「第十一条第四項各号」に改め、「(当該請求に係る森林施設計画が特定森林施設計画である場合には、同法第十八条の第二第三項各号に掲げるものを削り、同条第四項中「第十一条第五項又は第十八条の第二第三項」を「第十一条第四項」に、「第十一条第五項の規定その他政令で定める」を「第十一条第四項の」に改め、同条第五項中「これらの規定が同法第十八条の第三第三項並びに第十八条の第四第五項及び第六項の規定により適用される場合を含む。)」を削る。

(木材の安定供給の確保に関する特別措置法の一部改正)

第十四条 木材の安定供給の確保に関する特別措置法(平成八年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第八項中「森林所有者」を「森林所有者等」に改める。

第十条第一項中「第十一条第五項(同法第十八条の第三項の規定により適用される場合を含む。又は同法第十八条の第二第三項の規定を受けた森林所有者(同法第十八条又は第十八条の四の規定に基づき、数人共同して、同法第十一条第五項又は第十八条の第二第三項の規定を受け

たものを含む。以下)を」を「第十一条第四項の認定を受けた森林所有者等(以下)に、「認定森林所有者」を「認定森林所有者等」に、「第十一条第五項の規定その他政令で定める」を「第十一条第四項の」に改め、同条第二項中「(同法第十八条の第三項並びに第十八条の第四第五項及び第六項の規定により適用される場合を含む。)」を削り、同条第三項中「認定森林所有者」を「認定森林所有者等」に、「第十一条第五項(同法第十八条の第三項及び第十八条の第四第五項の規定により適用される場合を含む。又は第十八条の第二第三項を」を「第十一条第四項」に改める。

理由

最近における森林及び林業をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、森林の有する公益的機能の別に応じて当該公益的機能の維持増進を特に図るための森林施設を推進すべき森林の整備に関する事項を全国森林計画等の計画事項とするとともに、伐採時の届出事項として、伐採後の造林に関する事項を追加する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十三年六月二十日印刷

平成十三年六月二十一日発行

衆議院事務局

印刷者 財務省印刷局

K